

# つやま企業サポート事業

## ICTソリューション導入サポート補助金交付要領

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、市内事業者が生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を市内の事業所に新たに導入するための事業費等に対して、つやま企業サポート事業ICTソリューション導入サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内事業者の生産性向上を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める中小企業者等（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象者が、市内企業が独自に開発したICT技術によるソリューション（以下「ITツール」という。）を市内の事業所に導入するとき、その申請に基づき補助金を交付する。

2 本事業におけるITツールは、次の各号のいずれかに該当する生産性を向上させる工程あるいは効率化させる工程の機能を有しているソフトウェアとする。ただし、市外事業者による開発製品及び市外事業者による開発製品のカスタマイズ製品は対象外とする。

- (1) 顧客対応・販売支援
- (2) 決済・債権債務・資金回収管理
- (3) 調達・供給・在庫・物流
- (4) 会計・財務・経営
- (5) 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務
- (6) 汎用・自動化・分析ツール
- (7) その他センターが必要と認めるITツール

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費

事業に要する導入経費等とする。ただし、パソコン等設備購入費、当該ITツールの維持管理のための費用は除く。

(2) 補助対象期間

補助金の交付決定の日から、当該年度末日の10日前までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、2月末までにセンターに提出しなければならない

- (1) 交付申請書に掲げる書類
- (2) 市税完納証明書
- (3) 見積書
- (4) その他センターが必要と認める書類

(補助金の制限)

第6条 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の3分の2以内とし、同一年度内において50万円を限度とする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し
- (2) 事業成果の分かる書類
- (3) その他センターが必要と認める書類

(補助金の支払い方法)

第8条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、制定の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。